

◎新潟県告示第377号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和2年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定する道路の路線名及び区間

別表のとおり

2 指定する期日

令和2年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上走行すること。

【別表】 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 253号	上越市三ツ屋町17番7から上越市大字下五貫野字開田246番2まで
県道 柏崎停車場線	柏崎市駅前一丁目字塩込1197番1から柏崎市西本町一丁目439番9まで
県道 島見新発田線	北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2146番1から北蒲原郡聖籠町大字大夫興野字金清水山2811番1まで
県道 坂井猪子場新田線	三条市猪子場新田字諏訪浦592番2から三条市猪子場新田字小割1383番2まで
県道 野田西本線	柏崎市扇町字大海671番1から柏崎市駅前三丁目字二王丸151番1まで
県道 中条停車場線	胎内市表町1169番8から胎内市新栄町3406番1まで